

引用研究史展望

——松木正恵への批判とともに——

藤 田 保 幸

一、はじめに

1 かつて、日本語の統語論的引用研究の体系化を意図して、拙著（二〇〇〇a）を公にした折に、研究史に関しては、あえてふれないままにした。きちんとした研究史の記述のためには、なお時間が必要と感じた故である。以来、引用研究史に関する論稿を折にふれて書き続けてきたが、時とともにそうした考察も積み重なって、ようやく二十世紀末までの、文法論としての引用研究をほぼ総覧することができたかと思う。二十一世紀に入ってから既に十年近い年月が流れた。このあたりで二十世紀末まで（及びその後現在までもふれて）の引用研究史の記述を、一貫した形にまとめて世に問いたいと考えている。この稿は、そうした集成に向けての一つの準備作業という意味を持っている。

この稿では、大きく分けて二つの事柄について述べる。まず、前半では、二十世紀末までの引用研究の展開について、概括的な俯瞰を示す。もとより個々の問題については、これまで折にふれて論文にして論じてきたが、そうしたこれまでの筆者の研究をふまえ、また、それらを順次位置づけながら、日本語の統語論的引用・話法研究の展開の見取り図をまとめたい。次いで、後半では、二十一世紀に入ってから、その後の引用・話法研究の一事例について論

じる。二〇〇〇年、すなわち二十世紀の末年に拙著（二〇〇〇a）や鎌田修（二〇〇〇）といった研究書が刊行され、ともかくも引用・話法の研究は一つの節目を迎えることになったが、その後二十一世紀に入って十年足らずの間にも、引用・話法に関する所論は、いくつか公にされてきた。その主だったものとしては、砂川有里子・松木正恵らのものがあげられようが、ここでは紙数の関係で、松木の言説に限定して論じる。先回りして言えば、こうした所説が引用・話法の研究を深化させるものとなっているかどうかという点については、筆者は問題を感じざるをえない。そういった問題性がきちんと論じられることなくまかり通っている現状を見るにつけ、引用研究の今後のためにも、そのあたりを明確にしておく必要があると考えている。

二、文法論としての引用研究の流れ

2-1 日本語に関して、文法論としての引用研究といえるような考察が見られるようになるのは、近世に入ってからである。

文法論としての引用研究がもっぱら対象とするのは、引用されたコトバが統語成分として文中に組み込まれた引用構文の表現であるが、引用構文として最も一般的なのは、「〴〵言ウ」のような文中引用句「〴〵」によるものである。しかし、「〴〵言ウ」のようなごくあたり前の引用構文のボタンについて、これに焦点をあてて広く分析・記述がなされるようになるのは、ようやく本居宣長（一七三〇～一八〇一）の段階でのことである。また、宣長と同時代の富士谷成章（一七三七～一七七九）は、その著『あゆひ抄』において、「五つの『と』として『〴〵』による引用構文の基本ボタンを『〴〵言フ／思フ／見ル／聞ク／スル』に代表させるような独自の見解を示し、そうした『と』の働きについても踏み込んで論じている。本来の意味での引用研究史は、本居宣長・富士谷成章に始まると言ってもよいところであるが、残念ながら彼らの研究は近代以降にきちんと継承されることはなかった。

宣長・成章より前の段階は、いわば研究史以前の意識史の段階といえよう。例えば、引用の助詞「と」を手掛りとして、「ト……スル」のような引用構文やその表現性についての認識の深まりを、歌学やそこから生まれてくるいわゆる「テニハ論」の中に探ってみることはいくらかできるが、そこで論じられていることは、概して個別的で特殊な事柄である。およそ、言語の研究は、最初に特別なこと・気になることを個別に考えることから始まり、次いであたり前に見えることをも一段深く一般化して考える方向に進むものと思われるが、引用研究の前史的段階としての引用に関する表現への認識の深まりが、次に宣長らの段階へと展開する流れは、そのようなステップを踏んだ進展の仕方であったということができる。

以上の引用研究の前史的段階から宣長までの概観は、藤田（二〇〇四a）に示した。また、富士谷成章『あゆみ抄』の「五つの『と』及び『と』の働きに関する所説については、藤田（二〇〇六a）で詳しく検討した。

2—2 明治に入って、近代の日本語研究の黎明期に活躍した二人の文法家、山田孝雄（一八七三—一九五八）と松下大三郎（一八七八—一九三五）は、ともにその著作（山田（一九〇八）他や松下（一九二八）など）において、引用に関する問題の記述に、少なからぬ紙数を費している。

ただ、山田孝雄の場合、その明晰な論理の一貫性がかえってマイナスに働いた面があるように思われる。例えば、山田は特段の検討なく「引用の語句」（引用されたコトバ）を体言相当のものとする。格助詞は定義上体言相当の語句に付されるものであり、引用の語句に添えられる助詞「と」は格助詞とされるから、山田において「引用の語句」が体言相当であることは、自明の帰結なのであろう。そして、その意味で山田の所説は確かに一貫性があり明晰である。しかし、そうしたもののとらえ方の前提となっている論の枠組みや事実認定——「と」は「が」「を」といった格助詞と同等の格助詞である——に十分でない部分があるなら、強固な論理の一貫性は、かえって事柄の本筋から目をそらさせるものともなりかねない。残念ながら、山田の「引用の語句」についての所説には、そうしたマイナスの

面があらわれているように思える。

一方、松下大三郎の所説については、その柔軟なものにとらえ方が、今日の目で見ても新鮮で、驚きを覚えるほどである。とりわけ、「模型」——実物の模型を作って、それを名詞や動詞として仮用するという見方を、次のような例などを示して論じている点が注目される。

(1) 「あ」は母音なり。

(2) 子供はいきなりかけよって「あら伯母さん」。

右の(1)(2)では、松下の言い方によれば、いずれも「声音」によって実際の母音や発言(行為)が模して作られ、それが名詞や動詞として用いられているわけである。これらは、文法論の問題となる引用表現の一種であるが、まず、松下らの時代にこのような例をも視野に入れて論じていることが斬新であるのみならず、この「模型」という見方は、引用表現の本質を的確に衝くとらえ方であったと評価できるように思う。けれども、このような新しさが十分に理解されなかった故か、松下のこうした所説も後世に継承されなかった。だからこそ今日、引用にかかわる問題にふれた松下の所説は再評価されるべきであろうと思う。

以上の山田・松下の所説に関しては、藤田(二〇〇二a)で論じた。

なお、山田や松下と並び称された文法学者橋本進吉・時枝誠記の所説には、文法論的引用研究に関し、特に見るべき独自のものはない。

2-3 さて、時は移り、昭和の時代を迎えて戦後ともなると、日本語の研究も新たな展開を見せるようになるが、文法論の分野でも、それまでの品詞論的文法研究にとどまらず、シNTAXS(統語論、もしくは構文論)に力が注がれるようになってくる。そのような時代の方角を先取りし、いち早く独自の統語論的文法研究を世に問うたのが、三上章(一九〇三—一九七二)である。

三上も、その主要な著書（三上（一九五三）（一九五五）（一九六三）など）の中で少なからぬ紙数をさいて、引用・語法を論じている。三上の新しさは、それまで日本語の文法研究で論じられることがなかった「語法」の問題をとり上げたことであろう。そして、著書によって微妙に異なりがあるが、その所論のポイントは、日本語の語法は、直接語法と間接語法の間に中間的・折衷的なものが見られるのであり、日本語の語法は連続的にとらえられるべきものということである。しかし、そのようなとらえ方をすべき根拠となると、実は必ずしも説得的なものではなく、むしろ論の構築の仕方の方角を見誤ったことで、文法の問題とすべき「語法」を的確にとらえそなたったものと思われる。また、引用句「〜」の統語的な関係構成に関して独自の見解を示している著書もあるが、概して十分つきめられたものになっていない部分、区別すべきことが区別できないままになっている部分が目立つ。こうした三上の所論の問題点に関しては、藤田（二〇〇〇b）（二〇〇四b）において論じたとおりである。

いずれにせよ、三上の引用・語法に関する所論は、内在的な限界のあるものであり、今日決してそのまま通用するものでもない。実際、三上の所論は、その後の引用研究において、便宜的に言及されることはあっても、本当の意味で継承され深化されるような展開は見られなかった。

2-4 ところで、三上の引用・語法に関する所論も含んだ主要な著書が刊行されていたのは、西暦でいえば一九五〇年代から一九七〇年に入る頃までであるが、この時期の研究として看過し難く思えるのは、川端善明（一九五八）である。上代語を対象として極めて晦渋な語り口ながら、引用の助詞「と」及びそれに連なる「と」の表現全般を視野に入れ、そうした「と」の本質を、「と」を介して結びつく二句の「合一定」（同等・等価のものとしてとらえて結びつけるといったことと解せられる）という見方で統一的にとらえようとしたものである。川端は、引用されたコトバと地の文のレベル差といったことにはあまり重きを置かず、語法の問題についても関心は持たなかったように、そういった方面に研究を展開させてはいない。しかし、「と」の機能の本質についての右のようなとらえ方は、

引用構文のシンタクスを考える上で意義深いものであったかと思われる。筆者の引用研究における「と」のとりえ方は、この川端の所論に大きな影響を受けたものであり、川端の真意を誤ることなく解し得たか否かは措いて、その所論の筆者なりの継承である。

2—5 一九七〇年代に入ってくると、引用研究に新たな時代を画する重要な研究が公にされる。奥津敬一郎（一九七〇）がそれで、奥津は、変形生成文法の枠組みに拠りながら、日本語にも文法の問題として考えるべき「話法」の別が存在することを明示し、とりわけ、直接話法の間接化を考えた場合、間接話法の引用句「く」にとり込めないのはどのような要素かを指摘することで、文法の問題としての話法の別がどのような要件によるものかを明らかにした。

すなわち、次のaのような直接話法の文に対して、bのような間接話法の文を考えることができるが、それにcのように終助詞や感動詞を残すことはできないと、奥津は指摘する。

- (3) — a あなた⁽ⁱ⁾は、私⁽ⁱ⁾に、ええ、私⁽ⁱ⁾はあなた⁽ⁱ⁾に電話したわ と言った。
- (3) — b あなた⁽ⁱ⁾は、私⁽ⁱ⁾に、あなた⁽ⁱ⁾は私⁽ⁱ⁾に電話した と言った。
- (3) — c *あなた⁽ⁱ⁾は、私⁽ⁱ⁾に、ええ、あなた⁽ⁱ⁾は私⁽ⁱ⁾に電話したわ と言った。

とすれば、終助詞・感動詞に託されるような表出的意味を伴わないことが、引用されたコトバが間接話法であることを保証することになる。これに對して、その種の表出的意味を伴っていることが明らかでないaでは、直接話法の（地の文の「あなた」||引用句の「私」、地の文の「私」||引用句の「あなた」といった）読みは動かない。となると、直接話法が間接話法かの区別は、引用されたコトバがそうした表出的意味を伴うか伴わないかによって決まってくるということにもなるだろう。奥津の指摘することの含みとすることは重要である。奥津によって、日本語において「話法」の問題がはじめて文法の問題として確立されたといつてよい。

もつとも、右のような事実についての奥津の解釈は、当時なお意識されていた時枝誠記の詞辭論に影響されたところもあって、なお不十分な形にとどまった憾みがあるが、奥津のこの研究は、話法の問題にとどまらず、「くゝ」をとる基本的な引用動詞の意味素性の記述、引用されたコトバと地の文のレベル差の問題など、引用研究における基本的な論点を広くおさえたもので、その後の研究にくり返し参照され、大きな影響を与えた。

筆者自身の話法論も、述語との共起制約から、終助詞等が生起できないような引用句「くゝ」では間接話法の読みしかないことを指摘し、話法の別と表出的ムードの有無との連動を確認することから出発した（藤田（一九八五））。その意味では、奥津の研究を継承したものといえる。

奥津には、右以外にも引用について論じたものがあるが、それらを合わせた奥津の引用研究の意義と、そして問題点については、藤田（二〇〇一a）で立ち入って論じた。

2-6 奥津（一九七〇）のようなまとまった研究が出たことも一つの呼び水となったのか、次の一九八〇年代に入る前後から、もっぱら話法の問題を中心として、引用に関する研究がいくつか公にされた。そして、この時期の話法論では、二つの立場の対立が明確になってきた。

一つは、いわば「話法連続観」とでもいうべき立場であり、話法の別を直接話法と間接話法の二大別とせず、中間段階のある連続相としてとらえようとする考え方である。このような考え方に立つものとしては、遠藤裕子（一九八二）、鎌田修（一九八三）（一九八八）がある（ちなみに、話法を連続的にとらえ、直接話法・間接話法の間間的なものが考えられるとする論調は、先に述べたとおり既に三上章の段階で見られるが、それがこの時期の研究に直接的承されているわけではない）。こうした「話法連続観」に立つ話法論は、一見耳どおりよく柔軟性のあるもののような印象があるが、実際のところは、論理的に難があったり、そのような段階を考える文法的根拠が薄弱で規則性としてとらえ難かったり、あるいは次元の違うものが折衷されていたりして、厳密な検証に耐えないものと思われる。

例えば、鎌田は、直接話法と間接話法の中間段階として「準間接話法」というようなものを主張し、次例のようなものがそれだとする。

(4) 三井氏は直子に、私(Ⅱ)(4)文全文の話し手(仮に「藤田」としよう)は水戸に行きたがっていると言った。

すなわち、「く(た)がる」のような感情動詞は、次のように言い切り述語として用いられると、bのように三人称主語とは結びつくがaのような一人称主語とは結びつくことができないといった共起制約が見られる。

(5) a 私は水戸に行きたがっている。

(5) b 彼は水戸に行きたがっている。

しかし、(4)の引用句「く(た)がる」ではこうした共起制約は破られ、「く(た)がる」は一人称主語をとっている。こうした場合、引用句内の代名詞は全文の話し手(引用者)の「視点」に即した形に改められているのに、述語の方は、一人称主語と共起できないはずのもので、全文の話し手の「視点」で統一されてはおらず、むしろもとの発話「藤田は水戸へ行きたがっている」といった文の述語部分がそのまま入ったもので、もとの発話者の「視点」による表現だと、鎌田は論じる。従って、(4)の引用句「く(た)がる」に引かれたコトバは、引用者の「視点」ともとの発話者の「視点」とが入り交じったもので、直接話法と間接話法の中間というべき「準間接話法」だといえるのである。

しかし、(5) a b に見るような共起制約は、基本的に言い切り述語として用いられる場合のものである(言い切りでなければ、「私が水戸に行きたがっていることは、君も知ってのとおりだ」のように、「く(た)がる」が一人称と呼応する例はふつうに見られる)。こうした共起制約が引用句「く(た)がる」内でも変わらず常に成り立つと考えるべき根拠はないのである。従って、引用句「く(た)がる」内で(5) a b のような共起制約に合わない状況が生じているからといって、それを根拠に「視点」の混交などということは、議論の前提を見誤ったもので、論理的に難のある誤った主張である(4)は、ふつうに間接話法と見ておけばよいだろう。間接話法では、既述のように引用されたコトバは、表出

の意味を伴わなくなつて、(5) — a b のような共起制約など特に働かない、言い切り文から遠い性格のものになると考えられる。

右のような鎌田の所説については、藤田（一九九六a）で批判した。なお、こうした鎌田の主張は、後の鎌田（二〇〇〇）でも批判に対して論旨をすりかえた形でくり返される——このような論じ様がなされることを、引用の研究に携わる者として筆者は誠に残念に思う——が、そのあたりのことは、藤田（二〇〇一b）で改めて批判した。また、遠藤の所説については、藤田（二〇〇二b）で検討した。

以上のような「話法連続観」に立つ所説に対し、今一つの立場は、話法をあくまで直接話法と間接話法の二大別として考えるものである。先の奥津敬一郎の所説もそうであったし、仁田義雄（一九七八）も、もっぱら奥津の所説に拠つたものだが、やはり二大別で考える。この立場を最もはっきり打ち出しているのは、藤田（一九八六）以下の筆者の所説であるが、これは筆者が話法を文法的カテゴリーと考え、文法的な規則性の形でとらえられるものとして記述しようとする立場の帰結である。

なお、仁田の所説には、自身の標榜する「語彙論的統語論」の立場から、引用句「 $\sim$ ト」と述語動詞とのかかわりを論じて新見を出そうとした部分があるが、十分な成果はあげられていない。「語彙論的統語論」の立場からという色合いの強い引用研究としては、その後阿部忍（一九九九）が出るが、この所説も問題の多いもので、引用のシンタクスの問題が、「語彙論的統語論」のようなとらえ方では扱いにくい、一筋縄ではいかない厄介さを持っていることを感じさせる結果となっている。仁田・阿部の所説については、藤田（二〇〇六b）で論じた。

2—7 話法についての研究に進展が見られた一方、引用されたコトバ、引用句「 $\sim$ ト」の統語的な振る舞いについては、一九八〇年代に入っても目立った考察の広がりは見られなかった。大勢としては、「 $\sim$ ト」は引用動詞「言ウ」「思ウ」などの必須補語と位置づけて、それでよしとする程度の記述しかなされていなかった（仁田（一九八

二) など)。しかし、次のような、およそ述語動詞の必須補語とは見られない「く」の出てくる構造については、十分な分析はなされていなかった。当時(から今日に至るまで)有力であった「語彙論的統語論」の、述語用言の意味を根拠に文の組み立てを説明する方略では扱いにくいものであったからだろう。

(6) 誠は、おはようが入ってきた。

こうした構造については、柴谷方良(一九七八)や寺村秀夫(一九八一)に指摘があるが、ようやくこのような引用構文があることが、考察の視野に入ってきてはいたわけである。しかし、寺村の記述は問題指摘にとどまり、柴谷はこうした「おはようと」を、「誠はバタバタと入ってきた」の「バタバタと」のような状態(様態)副詞の「く」と同等の成分と説明した。確かに品詞的性格という点では、引用の「く」を「く」型の副詞と相通じるものと見ることは妥当なのだが、しかし、意味・機能という点では、「バタバタと」が述語「入ってきた」のあり様を説明するものであるのに対し、「おはようと」は、決して同様の様態規定とは言えないのであり、このような説明では、まだまだ十分なものとはいえなかった。

(6)のような構造の引用構文について分析・考察を進めたのは、もっぱら筆者であり、藤田(一九八六)(一九八七)(一九八九)などで、この問題を手掛りに引用研究を掘り下げて行ったが、一般にこうした問題の重要性に注意が払われることはほとんどなかった。

2-8 「く」や引用されたコトバの統語的振る舞いそのものの考察に、大勢としてさほど力が注がなかったこの当時、引用に関するシンタクス研究・意味・統語的記述は、大略三つの方向へともっぱら展開した。

第一に、引用にかかわる形式の辞化の問題で、目立つところでは、砂川有里子(一九八七)が示した引用形式「く…スル」の辞化の段階の記述である。

(7) a (彼は) さっき小雨が降ったと言った。

(7)ーb さっき小雨が降ったと思う。

(7)ーc さっき小雨が降ったと見える。

砂川は、典型的な引用構文に見られる、引用されたコトバの部分と地の文とが異なる秩序となる事実を、「場の二重性」と呼び、右の a → b → c の順でそうした秩序が二重から一重になってくるとし、それに応じて「 $\rightarrow$ ト…スル」形式の統語的性格も変わってくることをおさえて、a・b・c に代表されるような表現を、引用構文（砂川の言い方では「引用文」）の 3 つの類型²とした。

砂川のこの研究は、要するに、引用形式「 $\rightarrow$ ト…スル」の辞化の階梯を記述したものといえる。すなわち、a の述語「言った」は具体的な行為を意味するものだが、c の「見える」には具体的意味は乏しく、「と見える」でひとまとまりとなつて、「らしい」等と置き換えられるような助動詞（辞）的意味を表わすものとなっている。b の「思う」も「と思う」のひとまとまりで「だろう」と近似の意味を表わすもののようにも感じられるが、一人称であれば「私は」のように主語をとれることから知られるように、まだ具体的な意味を残しており、c ほど辞化は進んでいない段階といえる。こうした、引用形式の辞化の段階をおさえ、それぞれの文法的性格に光をあてたことは、それまでに見られなかった新しい研究であり、その意味では優れたものと評価することができる。ただ、砂川は、これが引用の構造の——つまり、引用構文（引用文）といえるものの、一般的なタイプ分けのように見ているようだが、その点は事柄の位置づけを見誤ったもので、妥当ではない。また、こうした議論において、砂川は、引用表現の本質を「場の二重性」と規定して説明しようとするが、「場の二重性」というようなことは、引用表現の本質というより引用表現であることの結果として観察できることであつて、これで引用表現のさまざまな文法的性格を十分説明できるようなことではない（実際、後述の砂川（二〇〇〇）（二〇〇四）での引用のとらえ方は、拙論のとらえ方に大きく依拠するものになっている）。こうした、砂川の 3 つの引用（構）文の 3 つの類型²といった所説の問題点については、

藤田（二〇〇二c）で論じた。

二つ目に、引用句「〜ト」の内容と述語動詞との共起関係との記述に力を注ぐ研究が見られる。この方向としては、藤田（一九八六）を総論として、それを承けた筆者の一連の各論研究がある（これらは、藤田（二〇〇〇a）第3章に収録）。「〜ト」と結びつく発話・思考を表わす動詞の意味の内幕を、「〜ト」による引用構文を手掛りに考えていくという方向は、なお進められる余地があると思う。その他、一九九〇年代に入るが、山崎誠（一九九三）もこうした方向のものといえる。

三つ目としては、引用句「〜ト」を、発話・思考を表わす動詞の補文節として、「〜コト」などと比較する研究も行なわれた。例えば、「〜ト」と「〜コト」「〜ノ」のいずれが補文節としてとられるかを、補文節の命題内容の認識のされ方の違いという点で説明しようとした山本英一（一九八七）、動詞によって「〜ト」をとるか、「〜コト」をとるか、その両方をとれるかといった点を論じた砂川（一九八八）など、必ずしもその観察が妥当でない部分もあるが、相応の考察が積み重ねられた。また、やはり、一九九〇年代に入ってからであるが、江口正（一九九二）の、引用句「〜ト」と「〜コト」節の次のような語順の制約の指摘は、「〜ト」の統語的性格を考えるうえで重要であったことと思われる。

(8) — a 水穂は、そうしましょうと引き受けることを約束した。

(8) — b *水穂は、引き受けることをそうしましょうと約束した。

この事実に関しては、藤田（一九九七）で次のようなことを論じた。「〜ト」も「〜コト（ヲ）」も述語「約束スル」の必須補語のように働き得るが、両方が共起した場合の語順を考えると、「〜コト（ヲ）」のような名詞節の方が述語に近く位置しなければならず、述語との緊密度、必須補語としての性格が強いと感じられるが、逆に「〜ト」は述語から相対的に遠く位置するもので、述語との緊密度は弱い。ということはまだ、「〜ト」を本来的に必須補語

として働くような成分と考える方が筋が通ることを示唆するように思われる。こうした観察を手掛りとして、「ト」の統語的位置づけについての考察は、一段深まっていく。

2—9　ところで、引用表現の本質を「メタ言語」だとする考え方は以前から見られたが、その方向で引用を記述しようとする研究が一九八〇年代の末に出されている。宮本千鶴子（一九八九）がそれだが、その背景に水谷静夫（一九八〇）のような所説があるようである。

しかし、言語に言及する言語が「メタ言語」なのであるから、「メタ言語」というなら、引用されたコトバ——それが「メタ言語」だとしても——に限らず、さまざまのものがそうだということになる。引用の本質規定のためにはただ「メタ言語」というだけでは足りず、むしろ的はずれなのである。こうした議論は、一度は必要なことであろうと思えたので、藤田（一九九六b）に論じた。

2—10　一九九〇年代に入ってくると、一九八〇年代に活気を見せるようになった引用研究は、更に考察を積み重ねられ、また、新たな広がりを見せつつ進展していくことになる。

新たな広がりという点では、まず、「って」「とは」「という」（～というN）など、引用にかかわる助辞的形式の文法的機能について考察が深められていった。もちろん、「って」や「という」についての研究は、それまでもあったのだが、一九八〇年代以降引用研究が進展を見せはじめたことが、引用とかかわるこうした諸形式への注目を促し、研究がいろいろなされる契機となったことは疑いない。「って」は、話し言葉では「と」よりもむしろ一般的であり、また、「と」より広く提題・伝聞等の機能を担うもので、引用にかかわる形式としてとり上げられても、その他の機能との関係に目を向けて論じられることが多い。この時期の研究では、丹羽哲也（一九九四）、三枝令子（一九九五）、山崎（一九九六）などが主なものである。また、「とは」については、藤田（一九九五a）がある。「という」については、連体修飾の問題にかかわって既に以前から研究があるが、引用とのかかわりに焦点をあて

たものでは、藤田（一九九二）、丹羽（一九九三）などがこの時期に出ている。こうした引用にかかわる助辭的形式——とりわけ「って」の研究は、今日に至るまで比較的活発に行なわれているが、これ以降の進展についてはここでは省略する。

また、話法について、引用句「く」の問題のみならず、述語動詞の選択等も含めた文全体の問題として論ずべきだとする中園篤典（一九九四）が出た。新しい見解ではあるが、実態は英文法の話法転換の要件を日本語に引き移したといった体^{てい}のものであり、日本語の言語事実^{ごごじじつ}に即して考えた場合、根拠の乏しいものである。また、引用されるものとの発話の「発話の力」の違いが間接化の可否に影響するなどという主張も見られるが、用例判定に難があつて到底承認できるものではない。そうした問題点については、藤田（一九九九）で明確に指摘し、批判した。なお、中園は後にほとんど同趣の内容を、概説的記述などをつけ加えて、中園（二〇〇六）として公刊している。しかし、筆者の指摘への説得力ある反論もなく、ただ「自分は理想化された条件化で用例判定しているので、自分の判定でいいのだ」といった自己主張だけがうかがえるが、その否なることは、先日改めて藤田（二〇〇八）で明確にした。

その他、引用表現において引用者が表現を「作り出す」という側面のあることに注目した坂井（一九九三）のような所論が出されていることも注意される。同様の問題意識は、鎌田（一九九四）にも見られるが、そうした事柄の位置づけも含めた幅広い記述が、藤田（一九九五）にある。

2-11 さて、一九八〇年代から引用について研究を公にしていた研究者のうち、鎌田修及び筆者は、その研究を集約する形で、それぞれ鎌田（二〇〇〇）及び藤田（二〇〇〇a）を公にした。一応、二十世紀の末年に、同世紀後半から進みはじめた日本語についての引用研究が、一定の成果を残し、一つの節目を迎えたといってもいいだろう。

しかし、鎌田の所説については、既に藤田（一九九六a）の批判があり、更に藤田（二〇〇〇c）（二〇〇一b）（二〇〇二d）によって、その折衷的な論調や論理的な欠点、事実認定の難などが総体的に批判された。これに対す

る有効な反論は、今日に至るまでなされていない。

2—12 日本語についての引用研究の流れを、ポイントをおさえてたどってみた。二〇〇〇年という二十世紀の最末年に、それまでの引用研究の節目となる集約的な論著が公にされたこと、そして、その一方に対して、間を置かず、その問題性についての徹底した批判がなされたことは、やはり引用研究に一つの時代が画されたことを示す象徴的な出来事であったと言えるだろう。

以上の概観の最後に、その後の二〇〇〇年代に入っている状況にふれておきたい。文化史などでも、世紀末年から翌世紀初の十年程は、「世紀末」に含めるというから、いわば引用研究の「世紀末の状況」である。

右の鎌田や筆者の著書の他で、二〇〇〇年代に入ってから公にされた引用研究として、目につく主な仕事は、砂川（二〇〇〇）（二〇〇四）や、松木正恵（二〇〇二a）（二〇〇二b）（二〇〇二c）など一連のものであるが、概して率直に言うなら、新たな事実の分析や考察は乏しく、それに先立ってまとめられた先行研究に依存しつつ、それを組み変えたり組み合わせたりするような形で自説として主張するものといえる。思うに、近年の風潮として、自説が先行研究とどのように違うのかといった面ばかりが強調され、また、問われる嫌いがある。右のような「世紀末の状況」も、いわばそれまでの研究が集約されたことに対して、どう違いを主張するかに汲々としているかの如き印象さえある。けれども、学問が一つの文化として受け継がれるべきものである以上、まず集成されたそれまでの研究をきちんと受けとめ、十分消化することに意を用いるべきであらう。

そして、研究の本当の深まりのためには、論の枠組みを組み変えるといった小手先の意匠変更などではなく、具体的な言語事実の各論的考究からはじめて、この問題を考える新たな知見を積み上げていくという方向が、今改めて重視されるべきであると思う。

砂川（二〇〇〇）（二〇〇四）の所説については、藤田（二〇〇九）において検討し、その問題点を明らかにした。

以下では、節を改めて、松木の引用・話法に関する近年の言説について論ずることにする。そうした言説が、右に述べたような「世紀末の状況」の問題性をまさに体现するもののように思えるからである。

三、引用・話法に関する松木正恵の言説について

3—1 松木正恵は、二〇〇〇年代に入ってから、引用・話法について複数の「論文」を公にしている。その言説は、次のⅠ～Ⅳに見ることができる（この他、松木（二〇〇五b）も引用とかわるものであるが、「トイウノダ」いった形式の用例をただ整理して並べたといった体のもので、ここでは特に問題にしない）。

Ⅰ．松木正恵（二〇〇二a）「何を引用ととらえるか——日本語学の立場から——」

Ⅱ．同 （二〇〇二b）「引用と話法に関する覚書」

Ⅲ．同 （二〇〇二c）「新たな『話法』観を求めて」

Ⅳ．同 （二〇〇五a）「引用と話法」

率直に言って、松木のこうした言説については、批判や検討に窮する。論証とか分析といったことなしに、先行研究を羅列して所感的コメントを加えたうえで、話法を、引用とのかかわりに限定せず、広くいろいろなものを含めて考えていくのがよいといった思いつきが語られるだけである。実際にそのような処理をした場合、どのような形で整合的に記述できるのかといった具体的な問題には立ち入らないのであるから、論理的に批判できる部分がないのである。

3—2 この点、念のため松木の論じ様を見ておこう。例えば、Ⅰでは、筆者の所説と砂川有里子・鎌田修の所説を延々と引いて示したうえで——「諸説を検討した結果」とあるが、Ⅰの論文ではただ引用して紹介しているだけである——次のように言う。

さて、日本語学の立場から引用と語法を論じるためには、どのようなとらえ方をするのが、最も有効であろうか。諸説を検討した結果、筆者は現在次のように考えている。

まず、「引用」を日本語学的にとらえる場合、一般的・常識的引用との差異を明確にするために、その表現が事実の有無にかかわらず、まず「アイコン記号」であることが条件となる。これは、統語論的に引用をとらえる藤田氏の見方を引き継いだものである。一方、「語法」については、文法的カテゴリーとして直接語法・間接語法の規則的対立を規定するより、前掲例⑮～⑳や㉑等までも視野に置いた、かなり広範囲の領域を記述対象とした方が意義深いと考えている。つまり、語法はアイコン記号はもちろん、そうでないもの（シンボル記号）をも対象とし、事実との対応関係を手がかりに伝達者の表現意図を重視しながら、伝達の際の述べ方を広く記述する概念となる。この立場では「語法」が「引用」を包摂する^々と見なすわけだが、これにより、例⑭は引用・語法の問題、例⑮は語法の問題として扱えることになり、類似の意味を表しながら言語記号としては質の異なるこれらの表現群を、連続的に記述し位置づけることが可能となる。

（松木（二〇〇〇a）五七頁）

しかし、このように言うだけで、その後——もちろん、この前でも——それ以上何一つ具体的な分析・記述は示されない。

ちなみに、例⑮～⑳とか例⑭として言及されているのは、次のような表現である（なお、例㉑は、後述の㉒—a bのような実際の変容の例である）。

- ⑭ 花子は私の方が生徒会長に ふさわしいわよ／ふさわしい と主張した。
- ⑮ 花子は私の方が生徒会長にふさわしいことを主張した。
- ⑯ 母に本当のことを言っていないかどうか迷っている。
- ⑰ 来週までに提出する書類を整えておくように命じた。

⑱ 友人の心遣いがとてもありがたく感じられた。

⑲ 友人の心遣いに感謝を感じた。

⑳ 先生が直接先方のご両親に会って下さったそうだ。(松木(二〇〇〇a)五六頁)

また、Ⅱでも、従来の引用・話法に関する諸説に言及しつつ、主として筆者の所説と鎌田の所説を引用して示し、更に砂川の所説をもあわせて要約・対比したうえで次のように言う。

藤田は引用に比べて話法をかなり狭く限定したものととらえるのに対し、逆に砂川は引用を一形式に限定し、そのかわり話法を広い領域にかかわる問題と見なす。鎌田は、引用と話法を「取り込む行為」とその「言語的方法」と規定することから、双方の領域はほぼ重なると思われるが、もともとの射程距離がかなり広い点が特徴である。

これらの先行研究を参考にしながら筆者の考え方を述べるとすれば、引用のとらえ方は藤田に倣うが、話法ととらえる範囲は鎌田のものに近い。(松木(二〇〇〇b)七一頁)

しかし、これもこのように言うだけで、それ以上具体的に言語事実をどう処理するかといったことは、全く語られないのである。

こうして見るとわかるように、松木のやっていることは、先行研究を読んで、引用については、藤田の説がよさそうだからそちらにする、話法については、鎌田の方向がよさそうだからそちらにする⁹と、先行研究をつまみ喰いに拾って、自分の立場だとしているに過ぎない。このように決めつけるのはあまりだと感じられる方もいるかもしれないが、それなら原文に就いて是非確認されたい。引用・話法に関するオリジナルな考察は何もない。引用については、拙論に依拠するだけだし、話法について、そうした広いとらえ方をする¹⁰ことで、例⑭～⑳のような「類似の意味を表しながら言語記号としては質の異なるこれらの表現群を、連続的に記述し位置づけることが可能となる」と言

うが、具体的にどのように「連続的に記述し位置づける」のか、その点は何も述べられていない。「可能となる」などということは、何も証明されていないのである。論証や分析がなく思いつきだけが語られていると言ったのは、こういうことである。しかも、このような書きぶりは、三年近く時間をおいたⅣでも変わらないままである。

論文とは、事実の報告のようなものを別とすれば、自らの主張・見解を、その妥当性を論証して示すものであることは言うまでもない。である以上、その妥当性の証明も、それにつながる分析もなしに、ただ「思いつき」が語られているような文章が、「論文」としていくつも公にされていることに、筆者は啞然とせざるをえない。

3-3 引用・話法についての松木の言説の実態は、以上のようなもので、「論」とか「研究」といったレベルで批判・検討に値するものではない。

ところで、以上に引いたところからも知られるように、話法に関して、松木は筆者と異なるとらえ方をしたいと言う。それ故、そうした方向が妥当であることを具体的に示してみせることはしないにもかかわらず、特にⅢにおいて筆者の所説を云々して、ミス・リーディングな解説や否定的なコメントを加えている。以下では、そのあたりをいささか詳しく見てみて、正すべきは正しておきたい。

Ⅲでは、三上章・奥津敬一郎ら七名の研究者の所説を順次引きつつ所感を述べるといった論じ^ち様になっているが、最後に拙論を引いた挙句、次のようにコメントする。

このように、藤田は話法を狭く限定し、伝達のムードの有無に基づく直接・間接の対立として文法カテゴリーの一つと見る。そのため、現実には現れる多様な表現群を処理するために、文法論的な話法とは次元の異なる、語用論的な「話し手投写」という概念を導入し、話し手の解釈付加による形の変容の度合いについて、「忠実再現」「意味的変容」を両極とする物差しでとらえようとしている。この見方は、先に遠藤・鎌田・中園らが、話法そのものを、直接話法・間接話法を両極とする連続的・段階的な表現群ととらえていたことと類似していると

も言える。

(松木(二〇〇〇c)三七～三八頁)

松木は、筆者の所説のある部分を、「この見方は、先に遠藤・鎌田・中園らが、話法そのものを、直接話法・間接話法を両極とする連統的・段階的な表現群ととらえていたことと類似しているとも言える」とする。しかし、このようなコメントをしていることは、既に筆者の所説のポイントが全然理解できていないことを物語るものである。

また、松木は続けて次のようにも述べるが、全く的是な理解と言わざるをえない。

以上のように七つの先行研究を見てきたが、研究者によって様々な話法観が展開されていた。ただ、大きく分けると、話法を連統的・段階的な表現群ととらえる見方と、直接・間接の二対立としてとらえる見方とがあると言える。前者についても、形式変化重視から表現意図重視まで、細部は微妙に異なる。後者の代表は藤田であるが、前述したように、話法を超えたところにあると藤田が言う「話し手投写」の概念では、「忠実再現」「意味的変容」を両極とする物差しを想定している点で、連統的・段階的な見方を容認していることがわかる。つまり、「話法」をどのように定義するかが前者・後者で大きく異なるため、全く立場が対立しているように見えるが、問題意識としては共通したところがあるのである。

(松木(二〇〇〇c)三八頁)

筆者の所説のポイントは、文法論の領域で扱うべき「話法」の問題と、語用論の領域で扱うべき「話し手投写」の問題を、まずきちんと区別し、事柄の位置づけをはっきりさせて論じるべきだということである。

しかるに、松木は、語用論の問題として扱うべきことと文法論の問題として扱うべきこととの区別ということが、どうもよくわかっていないらしい。松木の頭にあるのは、 $\hookrightarrow$ 連統的・段階的な見方をするかどうかということだけなのである。だから、拙論の一部分のそれらしいところに目を向けて、「連統的・段階的な見方を容認していることがわかる」などという。しかし、容認するもしないも、まず問題の位置づけ・区別をはっきりさせたうえのことであって、その点こそがまず拙論で重要なことなのである。それをなおざりにしたまま、表面的に似て見えるところを

拾って、右のように断定しているようでは、全くわかっていないということである。

まして、「問題意識としては共通したところがある」などと言われては、何をか言わんやである。筆者が事柄の位置づけをはっきりさせて論じようという問題意識で立論するのに対し、遠藤・鎌田・中園ら——更に松木も含めて——は、そうした問題意識を持たず、性格の異なるさまざまな事柄を折衷的に扱っているのであって、問題意識は全く異なる。そういった論旨のポイントを読めないで拙論を云々しても、無意味である。

3—4 ここで、以上の拙論の考え方について確認しておきたい。既に何度も述べてきたことであるが、念のためその要点を今一度くり返すことにする。

筆者は、話を、引用されたコトバの「伝達のモード」——この用語はやや問題があり、第二節では「表出的モード」などとしたが、ここでは松木の言説に合わせて、これを用いる——の有無と読みの決まり方の連動の問題として考える。

(9) — a 友子は、私が正しいなと思った。

(9) — b *友子は、それが正しいなと知った。

(9) — c 友子は、私が正しいと知った。

(9) — a のように、引用されたコトバがはつきり伝達のモードを形の上で伴えば、「私||友子」のもともとの（心内）発話者の立場に即した秩序づけ（直接話法）に読めるし、b のように伝達のモードの生起を許さない引用句では、c のように引用されたコトバが「私|| (9) — c 全文の話し手」という引用者の立場に即した秩序づけ（間接話法）に読めるのである。

このように、伝達のモードの有無と引用されたコトバがもともとの発話者中心の秩序として読めるか引用者中心の秩序として読めるかは連動する。また、次の d のような場合、直接話法読みも間接話法読みも可だが、伝達のモード

は零形式でもあらわれ得ると考えられるので、零形式で伝達のムードがあるとして読んでいけば直接話法読み、伝達のムードがないとして読んでいけば間接話法読みになるものと解せられる。

(9) — d 友子は、私が正しいと思った。

引用されたコトバの読みと伝達のムードの有無は連動し、一つの規則性としてとり出せる事柄である。そして、記号列の構成（伝達のムードが加わった記号列かどうか）にかかわる一つの規則性であるから統語論（文法論）で扱うべき事柄である。筆者は、「話法」を、これまでの研究・用語法に即して文法の問題として考えるが、文法論の領域で扱うべき「話法」としては、奥津以来の研究でも論じられてきた右のような事柄を考えるのが妥当だと思っている。これに対し、例えば、次の(10) — a を b のように変えて伝えるか c のようにそのまま伝えるかは、右のような記号列の構成の規則性の問題ではもちろんなく、事実関係の問題である。

(10) — a 橋本「オイ、米谷、電気を消してくれ」

(10) — b — 米谷に a を伝えて

驚原「橋本が『ライト消せ』と言ってたぞ」

(10) — c — 同右

驚原「橋本が『電気を消してくれ』と言ってたぞ」

他者のコトバが伝えられるにあたっては、そのコトバは、それを伝える話し手の解釈を介して伝達される。そうした表現の機構を、筆者は「話し手投写」と呼び、話し手の解釈を介することで、コトバは忠実に再現されることもあれば、意味の理解をふまえて変容されることもあるということを論じた。この「話し手投写」は、コトバをどう伝えるかという、コトバと人間のかかわりの問題であるから、語用論で扱うべき事柄といえる。

3 — 5 筆者の言う「話し手投写」と「話法」とは、次元の違うことである。(11) — a のように、形式として伝達のム

ードがはっきり存在して直接話法と解すべき表現も、(11)―bのようなものを伝えたとすれば、「話し手投写」によって変容されたものということになる。

(11)―a 青木先生は、私が勝ったよと言っていた。

(11)―b 青木「これで、チェック・メイト、おしまいだ」

もともとの発話を忠実に伝えたかどうかといったことと、もとの発話者の立場に即した秩序による形の記号列を、引用されたコトバとして用いることは、次元の異なることである。そうした物事の位置づけをはっきりさせなければ、事柄の理解はおぼつかないと、筆者は考えるのである。

しかるに、松木は、そうした問題意識が全く理解できないらしい。先の「以上のように：」以下の引用部分に続けて、筆者が(10)―a b cのような事例をあげて「話し手投写」を論じた箇所を引き、「しかしこれは、鎌田の『引用句創造説』、坂井の『生成』で説明されてきたことである」(三八頁)という。しかし、鎌田らは、事柄の位置づけを明確にせず折衷的に扱って言及したに過ぎず、筆者は、こうした問題をはじめて語用論で扱うべきものとして位置づけた。そして、そのような位置づけをふまえ、語用論的公理を用いて、その種の変容現象を広く整理して示した。これは、もちろん従来の研究には見られなかったことで、結局事柄の位置づけが決まって、はじめてその処理の用途が見えるということである。

なお、こうした研究は、松木の引く藤田(二〇〇〇a)にも収めてあるが、言及が全くないのは、やはり理解が及ばないのであろうか。

3―6 理解が及ばないという点では、次のような発言も、明らかに理解不足といわざるをえない。すなわち、松木は、「遠藤・鎌田・中園ら」が「直接話法・間接話法を両極とする連統的・段階的な表現群ととらえていた」もの――論旨からすれば、具体的には、松木の挙げる例(15)―(20)のようなさまざまな表現などは、その代表例ということに

なろう——を、筆者が「話法を超えるもの」と位置づけているとし、それが不十分なことのように言う。

ただ、藤田のように厳密な対立関係として話法をとらえる立場からすれば、これら多様な表現群は、「話法を超えるもの」と位置づけるしかないのである。

(松本(二〇〇〇c)三八頁)

しかし、筆者が「話法を超えるもの」と言ったのは、先の(10) — a に対する b もしくは c といった、現実の伝達における変容—非変容の現象(もしくは関係)のことである。そうした事実関係の問題は、文法、すなわち記号列の構成の規則性の問題としてはもちろん扱えないから、文法の問題である「話法」を超えるものとして、語用論の問題と位置づけ、記述の方向を示したものである。例(15)~(20)のような表現群などを「話法を超えるもの」と位置づけてはいない。松本は、自分が連続的に扱いたい表現群の「位置づけ」を拙論の中に無理やり求めて、勝手に誤読しているのである。

3—7 従ってまた、松本が後のⅣで、「語用論的な『話し手投写』の二つの方向性である『忠実再現』『意味的変容』と文法的な引用の領域に含まれるものとの相互の位置づけが明確でなく」(六七頁)と述べていることも、ただ松本の無理解の表明に過ぎない。「話し手投写」は語用論の問題であり、「話法」は文法論の問題なのである。異なる研究分野の用語の「相互の位置づけ」を云々するほうがおかしい。例えて言えば、生物学と化学とは異なる研究分野であるが、生物学で言う「オス」「メス」の概念と、化学でいう「プラスイオン」「マイナスイオン」といった概念について——いくらお互い引き合う点が似ているなどと考えたところで——「相互の位置づけ」を云々するのはナンセンスである。同様のことで、 a_1 を a_2 にどのように変えるか(もしくは変えないか)という、 $a_1 \rightarrow a_2$ の関係を扱う「話し手投写」の問題と、 $A_1 + A_2 + \dots$ といった、記号列の組み立てと意味にかかわる構成の規則性を扱う「話法」の問題は、扱っている事柄の性格が根本的に違う。だから、別の領域の問題であり、そもそも並べて「相互の位置づけ」など考えようのないことである。従って、筆者は、「話法」と「話し手投写」は次元の違いこと

としてきた。位置づけとしては、それに尽きるのである。しかるに、松木は、「話し手投写」の問題を、例⑮～⑳のような表現などの問題と思ひ込んでゐるらしい。それ故、例⑭の場合のような直接話法・間接話法との関係づけを云々したがるのだから、それは、松木が⑭や⑮～⑳を連続的に扱おうとする予見のもとに、自分の思ひつきに引きつけてしか先行研究を読めなかっただけのことである。

3—8 更に、Ⅳで松木が、筆者は「引用の周辺に存在する諸形式を『準引用』と位置づけている」（六七頁）などと言うのも誤りで、後に掲げられた例からすると、松木は先の例⑮～⑲あたりの諸表現を筆者が「準引用」と一括して呼んでいるように思っているらしいが、筆者が「準引用」と呼んでいるのは、「美しく思う」のような関係構造の表現のみである。そのようなことは、拙著の当該頁を開けばわかることで、このような杜撰さでは、誤読を重ねることも当然であろう。

ところで、既にくり返し見てきたとおり、松木は、引用構文の表現のみならず、例⑮～⑳のような表現もひとまとめにして、連続的・段階的なものととらえたがっている。松木は、次のように言う。

藤田（二〇〇〇）のように話法を文法的なカテゴリーにとらえる場合には、その対立関係が問題となるため、表現の段階性という見方とは相容れないが、前節で述べたような立場で話法を広くとらえるのであれば、当然ながら話法の表現にも段階性が存在することを認めなければならない。（松木（二〇〇五a）六八頁）

発話・思考・感情を描くの用に用いられるさまざまな表現を広くとり上げれば、当然それらには段階性があるのだという主張だが、何が、当然、なのか、筆者には、おそろしく粗雑な断定だと思われる。

ある用途に供し得るものがいろいろあったとしても、だからといってそこに常に段階性が内在するなどという論理は成り立つまい。例えば、水を汲むのに用いるものとして、ヒシヤクやバケツやコップがあるととして、それらを一元的な尺度で段階的に位置づけるなどということはナンセンスである。それらは、いわば別々の角度から（つまり、

異なる性格のものとして）同様の用途に供し得るものだからである。

発話・思考・感情を描く諸表現についても、同じことが言えると筆者は思う。

(12) — a 悲しいと感じる。

(12) — b 悲しく感じる。

(12) — c 悲しさを感じる。

例えば、右の(12) — a b c が類似の事柄を描いているにせよ、それらは物事を描く角度がさまざまなのであって、必ずしも一元的な段階差で並べられるものではないと見るべきだと筆者は考えている。そうした場合、結局なすべきは個々の表現の性格の究明であるから、筆者は、引用と一見近いところのある諸表現について、個別に基本的記述を行なってきた（藤田（二〇〇〇 a）第4章の四参照）。だが、もちろん、そうした諸表現を殊更一括して関係づけるような書き方をしてはいない。していないことこそ、筆者の目下のとらえ方を示すものである。

ともあれ、発話・思惟行為を描くさまざまな表現を視野に入れたとしても、それで直ちにそれらが段階的なものとして記述されるということにはならない。段階的に記述可能であるということがまず論証されるべきなのだが、そのあたりの道理も松本は全然わかっていないようである。

3 — 9 さて、今一つ論じておかねばならないのは、次のような発言であろう。

また、元の発話がどのように変容したかというこれらの見方について、藤田は、事実との対応関係抜きに言葉を分析すべき文法論の立場を逸脱しているとして、話法に関しても、引用されたと見なされる表現のみで自律的に扱える範囲に焦点を絞ろうとしている。それが、伝達のムードの有無に基づく直接・間接の対立であるが、形式として顕在していないものまで認めたため、前節で挙げた例 a の場合なら、直接・間接の判定は、ムードがあると考えて読むか否かにかかっていることになる。とすれば、ムードの有無をどう読みとるかは、やはり、事実

（元の発話）がどうであったのか、その発話がどのような文脈・場面で生じたのか、という事実との対応関係抜きには決まらないことにはならないだろうか。このように考えてくると、語法を文法的カテゴリーの枠内のみ閉じこめて限定的にとらえる見方には無理があると言わざるを得ない。（松木（二〇〇〇）三八～三九頁）

例 a とは「明浩は智子に私が正しいと言った」という例であるが、ともあれ、ここでも松木は、文法的な規則性の記述とはどういうことかおよそ理解できていないような発言をしている。

煩をいわずくり返すが、既に先の (9) — a b c の例でも見たとおり、引用句に伝達のムードを担う形式が生起すれば、読みは直接語法に決まり、伝達のムードの生起できない引用句では、読みは間接語法となる。このように、直接語法が間接語法かということと伝達のムードの有無は連動する。そして、例 a のような場合は、「私が正しい（と）」の部分は両義的だが、これを直接語法と読めばそこに零形式の伝達のムードを読み込んでおり、間接語法と読めば伝達のムードがないものとして読んでいるということなのだと解釈される。例 a のような文の両義性も含めて、直接語法か間接語法かの読みが伝達のムードの有無として統一的に説明されるのであり、そのような規則性として記述できる事柄を、筆者は、文法論の問題としての「語法」と言うのである。

だから、筆者がやっていることは、例 a の両義性なども含めて統一的に説明できるコトバの規則性を示しているのである。例 a は、コンテキスト・フリーには両義的であろうが、その両義性も含めて矛盾なく説明できる規則性を記述しているのである。その両義的なものが、具体的な場面・文脈においてどのように一義的に読みが限定されるかは運用の問題であって、レベルの違う事柄である。そして、具体的な場面・文脈（事実）とかかわってでないと、文の意味が一義的に決まらない部分があるからといって、それで文法的な記述が「無理がある」などということにはならない。

端的な事例で、右のような松木の論じ様の当たらないことを実感していただく。例えば、(13) はよく知られた両義

的な文である。

(13) 小田刑事は、血まみれになって逃げる犯人を追いかけた。

「血まみれになつたのが「犯人」なのか「小田刑事」なのか両方の解釈が可能だが、ふつうに説明すれば、「血まみれになつて」を、「逃げる」に係る連用修飾句ととれば、「血まみれになつたのは「犯人」であり、「逃げる」には係らず、「追いかけた」と並列の述語句だととれば、「血まみれ」なのは「小田刑事」だということになる。このように、素朴な文法的説明によって、(13)の両義性は十分説明できている。しかるに、松木の論法でいけば、連用修飾句ととるか述語句ととるかは、現実には誰が「血まみれになつたのかを知らなければ判定できないことであり、このような文法的説明によって考えていては「無理がある」ということになるが、そのような議論がおかしなものであることは言うまでもなからう。

文法とは、抽象的な次元でコトバの組み立てと意味関係の規則性を説明するものであったはずである。その意味で、筆者のやっていることは、特段「無理」なことではない。むしろ、そこにレベルの違う事柄を持ち込んで混同しているのは松木の方で、その自覚もなく、Ⅳでも同様の言辭をくり返し、「話法の別というのは、むしろ文法論の領域ではなく語用論的に扱うべきものではないだろうか」（六八頁）と主張するが、文法論として記述することがどういうことなのか、きちんと理解できていれば、このような理屈にもならないことは言わないはずである。

3-10 予定の紙数もかなり超え、啓蒙的説明を書き続けなければならないことにも辟易してきたので、あとは極力要点をまとめて記すようにしたい。

筆者の所説に対する以上見たような批判的言辭を重ねたあと、松木は次のように言う。

藤田以外のこれまでの研究者の多くにも、あくまでも引用の具体的表現として話法がある（「引用Ⅱ話法」、もしくは「引用Ⅱ話法」とする暗然の了解があるように思われる。そこには、日本語学で扱うべき引用を、日常

的もしくは文学的な領域に属する引用と区別せずに、広くとらえてきたという背景があるからである。しかし藤田のように、日本語で扱うべき引用をイコン記号に限定する立場に立つなら、むしろ話法は一般のシンボル記号をも含めた広い領域に適用できる概念にとらえた方が有効であると思われる。つまり、「引用」「話法」である。

(松本(二〇〇二)三九頁)

右に対し、まず一点言っておくべきは、「話法」と「引用」のかかわりの理解についてである。日本語の「話法」という語は、いずれ考証は示したいが、英語など西欧語の文法用語の訳語として一般に用いられるようになったものと考えられる。そして、英語などの直接話法―間接話法の別の見られる文表現について、これに対応するようなものを日本語について求めれば、「*レト言ウ*」のような引用形式の表現がとり上げられるようになる。だから、「*レト言ウ*」などの引用表現に見られる区別として「話法」ということが論じられるようになったものと考えるのが妥当である。松木が言う「日本語で扱うべき引用を、日常的もしくは文学的な領域に属する引用と区別せずに広くとらえてきたという背景がある」などということが、「引用」と「話法」のかかわりが今日のように了解されていることの理由にどうしてなるのか、筆者には理解し難い。

しかし、更によくわからないのは、「むしろ話法は一般のシンボル記号をも含めた広い領域に適用できる概念」とらえた方が有効であると思われる」と、「話法」という用語を殊更云々する点である。もちろん、「有効である」などと言っても、松木自身が何らの考察も分析も行なっていないことは、再三述べたとおりである。しかし、今そのことと措いて、松木が引用とのかかわりに限定せず広くいろいろなものを一括したいというのは勝手だが、何故従来の用語法の慣例を無視して、それをあえて「話法」と呼ばなければならないのか。

「話法」とは出自からしても文法用語であった。「話法」が引用とのかかわりで説かれてきたことも事実であろう。だから、筆者は、「話法」という語を引用の問題とかかわる文法用語として日本語についてどのように適用すべきか

を考究してきた。これは、用語法の伝統を正統に継承するもので、その意味で相応に理由のあることであり、一つの一貫した立場でもある（また、こうした筆者の所説に対する松木の批判的発言も全く的是なずれであることは、先に示したとおりである）。

これに対し、松木が新たな立場をとろうというなら、そこで「話法」という用語が用いられなければならない必然性はない。新たなことをするなら、新たな用語を用意して、その上で、そうしたとらえ方の有効性を示して見ればよいことで、肝腎のことを何もせず、用語法だけを云々するようなことは混乱のもととなるばかりであろう。

要するに、事柄の本質は、何を「話法」と呼ぶかというような言葉づかいの問題ではなくて、どのような分析・記述を示して見せるかという点にある。しかるに、松木は——その自覚さえないのかもしれないが——事柄を用語法の問題のようにすりかえて、内実のない発言を新見の如く装っている。そのように評されても致し方ないというのが本当のところだと、筆者は思う。

さて、松木は、更に次のように述べてⅢを結んでいる。

話法をこのように考えれば、鎌田の言う「間接化がもっとも進んだ引用」と地の文との連続性の問題も解決できる。そこまで広い範囲を引用と考えるから引用と非引用（地の文）との差異が問題となるのであって、引用を狭く限定する反面、引用・伝達にかかわる言語表現を広く話法としておけば、引用的に表現するか地の文的に表現するかのレベル差の問題に解消する。話法表現は、伝達者の表現意図に依じて、同一の意味内容も様々な表現レベルで言語化できる、連続的・段階的なものと考えたい。ここでは、いわゆる直接話法・間接話法が両極ではなく、遠藤や砂川の挙げる諸表現はもちろん、間接化の極には鎌田の挙げる対格補語・伝聞表現等も配した大きな表現体系を想定している。さらに、中園が言及する引用動詞（遂行動詞）の種類と間接化の関係も取り込み、「創造」「生成」という観点から、伝達者の表現意図と動詞選択の関係性等を探る試みも必要となろう。

話法は、伝達者の表現意図を重視しながら、文法的な要素を手がかりに、文法論・語用論・文体論・談話分析等広い領域で扱うべき問題と筆者は考えている。

(松木(二〇〇二)三九頁)

「解釈できる」「解消する」「大きな表現体系を想定している」などというが、何らの具体的な分析・考察もなく、「解決」「大きな表現体系」等々がどういうことなのか、実質的なことが何一つ示されていないことについての批判は、もはやくり返さない。ただ、このように、実証などなしに延々と、こうすればきっとうまくいくのだ、というユートピア的な夢を語り続けているあり様は、筆者にはもはや一種のブラック・ジョークのようにさえ見える。

が、それはともかくとして、今一つ問題なことがある。鎌田や遠藤、中園の所説に対しては、第二節で述べたとおり筆者による批判論文が出されている。そして、そこでは、これらの論者の所説が事実にあてはめてうまくいかないこと、論理的に問題があることを論じているが、彼らの方向に倣うなら、そうした問題点への批判がクリアできることを示さなければならないはずである。しかるに、そういった批判があることにさえ言及せず、こうした論者の方向を手放しでよしとする論調は、筆者の所説の積み重ねを故意に無視するものである。

最後に率直に言うなら、松木のような実質の伴わない言辞をまき散らすのではなく、筆者は、常に論拠・論証を示しつつ、自説を積み上げてきた。真剣に引用・話法の問題に取り組んできた者として、このような無責任な言説がくり返されることは、誠に迷惑である。

四、結 び

4 この稿では、前半において二十世紀末までの引用研究の流れを概観し、後半では、二十一世紀に入ってから引用・話法の研究の一例として、松木正恵の言説をとり上げて、その問題性を論じた。松木については、結局具体的な論証や分析もなく、先行研究を読んだの思いつきを言っているだけであるから、まともに論じることが大人気ないこ

とだったかもしれない。が、このような言辭がまかり通っていることが、二十一世紀に入っている引用研究の貧困なある一面——本当の意味での新たな研究が未だ十分に育ってきていないという、世紀末の状況を物語っているようにも思える。その意味で、研究史を展望するこの稿であえてとり上げて見ることも、意義なしとしないと考えた次第である。

また、論述の過程で筆者自身の考え方をより明確な形で説明できた部分もあったと思う。そのあたりも参考としていただければ幸いである。

(二〇〇八、九、一八 稿)

【参考文献】

山田 孝雄 (一九〇八) 『日本文法論』 (宝文館出版)

松下大三郎 (一九二八) 『改撰標準日本文法』 中文館書店 (↓復刊 (一九七八) 勉誠社 (勉誠出版))

三上 章 (一九五三) 『現代語法序説』 刀江書院 (↓復刊 (一九七二) くろしお出版)

(一九五五) 『現代語法新説』 刀江書院 (↓復刊 (一九七二) くろしお出版)

(一九六三) 『日本語の構文』 くろしお出版

川端 善明 (一九五八) 『引用——上代語の場合——』 (『万葉』二八)

奥津敬一郎 (一九七〇) 『引用構造と間接化転形』 (『言語研究』五六、のち『拾遺日本文法論』 (一九九六刊・ひつじ書房) に

再録)

柴谷 方良 (一九七八) 『日本語の分析』 大修館書店

仁田 義雄 (一九七八) 『引用をめぐる二三の考察』 (日本語と中国語の対照研究会編『日本語と中国語の対照研究』三、のち

『語彙論的統語論』 (一九八〇刊・明治書院) に再録)

(一九八二) 『格の表現様式——日本語』 (森岡健二他編『講座日本語学 10』明治書院)

水谷 静夫 (一九八〇) 『引用 (二) 意味論』 (『国語学大辞典』東京堂出版)

寺村 秀夫 (一九八一) 『日本語の文法 (下)』 大蔵 (財務) 省印刷局発行

- 遠藤 裕子 (一九八二) 「日本語の話法」(『言語』一一一三)
- 鎌田 修 (一九八三) 「日本語の間接話法」(『言語』一二一九)
- (一九八八) 「日本語の伝達表現」(『日本語学』七一九)
- (一九九四) 「伝達と創造と模倣 引用におけるソーシャルダイクシスの現われ」(『京都外国語大学研究論叢』四三)
- (二〇〇〇) 『日本語の引用』ひつじ書房
- 山本 英一 (一九八七) 「認識の形態と補文標識」(『言語学の視界』大学書林)
- 砂川有里子 (一九八七) 「引用文の構造と機能―引用文の三つの類型について―」(『文藝言語研究 言語編』一三)
- (一九八八) 「引用文における場の二重性について」(『日本語学』七一九)
- (二〇〇〇) 「引用」(中村明編『別冊国文学No.53 現代日本語必携』学燈社)
- (二〇〇四) 「話法における主観表現」(北原保雄編『朝倉日本語講座5 文法1』朝倉書店)
- 宮本千鶴子 (一九八九) 「何が引用表現でないか」(『東京女子大学日本文学』七二)
- 江口 正 (一九九二) 「日本語の引用節の分布上の特性について」(『九大言語学研究室報告』一三)
- 山崎 誠 (一九九三) 「引用の助詞『と』を再整理する」(『研究報告集』一四(国立国語研究所))
- (一九九六) 「引用・伝聞の『って』の用法」(『国立国語研究所研究報告集』一七)
- 丹羽 哲也 (一九九三) 「引用を表す連体複合辞『トイウ』」(『人文研究』四五(第一分冊))
- (一九九四) 「主題提示の『って』と引用」(『人文研究』四六(第二分冊))
- 坂井 厚子 (一九九三) 「『生成』という観点からの話法の再検討の試み」(『信州大学教養部紀要』二七)
- 中國 篤典 (一九九四) 「引用文のダイクシス」(『言語研究』一〇五)
- (二〇〇六) 「発話行為的引用論の試み―引用されたダイクシスの考察―」ひつじ書房
- 三枝 令子 (一九九五) 「『って』の構文的位置づけ―『と』による引用と『って』による引用―」(『日本語と日本語教育 阪田雪子先生古稀記念論文集』三省堂)
- 阿部 忍 (一九九九) 「引用節のタイプ分けにかかわる文法現象」(『山手国文論叢』二〇)
- 松本 正恵 (二〇〇二a) 「何を引用ととらえるか―日本語学の立場から―」(『国文学研究』一三六)
- (二〇〇二b) 「引用と話法に関する覚書」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四七―三)

- (二〇〇二c) 「新たな『話法』観を求めて」(『国語学 研究と資料』二五)
- (二〇〇五a) 「引用と話法」(『日本語学』二四—)
- (二〇〇五b) 「視点と文体—引用構造を用いた文体の特徴—」(中村明他編『表現と文体』明治書院)
- (一九八五) 「『内的引用』における話法の転換について—話法転換のa線—」(『語文』四六)
- (一九八六) 「文中引用句『ト』による『引用』を整理する—引用論の前提として—」(宮地裕編『論集 日本語研究(一) 現代編』明治書院) *
- (一九八七) 「引用されたことばと擬声・擬態語と—『引用』の位置づけのために—」(『詞林』(大阪大学古代・中世文学研究会) 二二)
- (一九八九) 「『実物表示』をめぐる—引用論のために—」(『国語国文学報』四七) *
- (一九九一) 「引用と連体修飾」(『表現研究』五四) *
- (一九九九a) 「『ト』へ 構文小考—『嘘をつく』とはけしからん—」などの表現について—」(『滋賀大国文』三三) *
- (一九九五b) 「引用論における『話し手投写』の概念」(『宮地裕・敦子先生古稀記念論集 日本語の研究』明治書院) *
- (一九九六a) 「引用論における所謂『準間接引用句』の解消」(『語文』六五)
- (一九九六b) 「引用研究と『メタ言語』の概念」(『日本語学』一五一—)
- (一九九七) 「引用構文と『格』の論」(『滋賀大国文』三五) *
- (一九九九) 「『話法』のとりえ方に関する覚書」(『滋賀大国文』三七)
- (二〇〇〇a) 「国語引用構文の研究」和泉書院
- (二〇〇〇b) 「三上章の引用研究について」(『滋賀大国文』三八)
- (二〇〇〇c) 「日本語の引用研究・余論—鎌田修への啓蒙的批判—」(『滋賀大学教育学部研究紀要』(人文科学・社会科学) 四九)
- (二〇〇一a) 「『話法』の発見—奥津敬一郎の引用研究について—」(『滋賀大国文』三九)
- (二〇〇一b) 「文法論としての日本語引用表現の研究のために—再び鎌田修の所論について—」(『滋賀大学教育学部研究紀要』(人文科学・社会科学) 五〇)

- (二〇〇二a) 「黎明期の引用研究―山田文法・松下文法の所説再読―」(『滋賀大学教育学部研究紀要』(人文科学・社会科学) 五一)
 - (二〇〇二b) 「話法論における連続観の問題―遠藤裕子の所説について―」(『滋賀大國文』四〇)
 - (二〇〇二c) 「引用形式の複合辞化―ムード的助動詞への転化の場合―」(『日本近代語研究』三 ひとつじ書房)
 - (二〇〇二d) 「書評 鎌田修著『日本語の引用』」(『国語学』五三―三)
 - (二〇〇四a) 「引用研究前史」(『日本古典文学史の課題と方法―漢詩和歌 物語から説話 唱導へ― 和泉書院)
 - (二〇〇四b) 「『引用』をめぐって」(『国文学解釈と鑑賞』六九―一)
 - (二〇〇六a) 「『あゆひ抄』の『と家』をめぐって」(『滋賀大國文』四四)
 - (二〇〇六b) 「『語彙論的統語論』と引用研究―仁田義雄・阿部忍の所論について―」(『龍谷大学国際センター研究年報』一五)
 - (二〇〇八) 「書評 中國篤典著『発話行為的引用論の試み―引用されたダイタシスの考察―』」(『日本語の研究』四一三)
 - (二〇〇九) 「砂川有里子の話法論について」(『國文学論叢』五四)
- (註) *印の論文は藤田(二〇〇〇a)に収録。また、藤田(二〇〇〇a)には、この時期までの統語論的引用研究に関する詳しい研究文献目録を載せている。

キーワード 引用 引用研究史 松本正恵